

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等						
鹿屋市	住宅	空き家バンク制度(関連補助制度)	<p>★ 鹿屋市空き家バンクにより、市外からの移住希望者に対して空き家情報を提供します。また、空き家バンクに登録された物件を改修する場合などに、その費用を助成します。</p> <p>①家具等処分支援補助 ・空き家バンクへの物件登録推進を図るため、登録にあたっての障害となる空き家内の家財道具等の処理費用について助成します。 (補助率3分の2 補助限度額5万円)</p> <p>②改修費補助 ・空き家バンク登録物件について、賃貸借契約が成立し当該物件を改修する場合、改修費用について助成します。 (補助率2分の1 補助限度額50万円・・・業者の場合) (補助率2分の1 補助限度額30万円・・・DIYの場合)</p> <p>③引っ越し費用補助 ・県外からの移住者が、空き家バンク登録物件を購入又は賃借し、入居する場合、引っ越し費用について助成します。 (補助率2分の1 補助限度額5万円)</p>						
鹿屋市	住宅	かのや暮らし就業活動等助成金	<p>★ 鹿屋市への移住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う方に対して、助成金を交付します。</p> <p>○対象者基準 ・鹿屋市が指定する居住体験住宅に滞在し、本市への移住を目的として以下の活動を行う方 ①市内で住居又は仕事を探す活動 ②市内の地域情報を収集する活動</p> <p>○助成額等 ・居住体験住宅利用料→1人当たり1泊1,000円とし、14泊分を限度とする。 ・レンタカー賃借料→賃借料の2分の1以内とし、25,000円を限度とする。</p>						
鹿屋市	住宅	定住促進住宅用地貸付け及び分譲事業	<p>★ 鹿屋市への定住化促進を図り、地域の活性化を推進するため、定住促進住宅用地の貸付け及び分譲を行います。</p> <p>○対象者基準 ・市外から転入し、定住促進住宅用地に永住しようとする方で、住所を移すことができる方 ・市内に居住する方で、定住促進住宅用地に永住しようとする方 ・年間所得が120万円以上ある方 ・年齢が18歳以上60歳未満である方 ・家族構成が本人を含め2人以上である方 (6ヶ月以内に婚姻予定の方を含みます) ・貸付け及び分譲決定後、2年以内に居住用の住宅建築に着手することが確約できる方</p>						
鹿屋市	住宅	小型浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 住宅に小型浄化槽を設置する方に補助金を交付します。</p> <p>1 対象の地域 公共下水道処理区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外に住んでいる方</p> <p>2 対象の建物 既存の住宅、既存の併設住宅(住宅部分が2分の1以上であること)</p> <p>3 補助金の額(単独処理浄化槽からの転換の場合)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>5人槽</td> <td>382,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>464,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>598,000円</td> </tr> </table> <p>※汲取り便槽からの転換の場合は、上記+50,000円 ※単独浄化槽からの転換で、単独浄化槽を撤去する場合、さらに撤去費として100,000円を上限に加算</p>	5人槽	382,000円	7人槽	464,000円	10人槽	598,000円
5人槽	382,000円								
7人槽	464,000円								
10人槽	598,000円								
鹿屋市	就農・漁業	新規就農者就農支援事業	<p>★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に、就農支援金を助成します。</p> <p>○対象者 ・年齢18歳以上概ね50歳までの者 ・研修終了後直ちに就農する者</p> <p>(1)農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <p>○研修期間 原則1年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。</p> <p>○助成額 単身者:月額15万円以内、夫婦世帯:月額20万円以内</p> <p>(2)就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修後直ちに就農するために必要な経費を助成します。</p> <p>○就農開始資金 50万円(研修終了後、直ちに就農)</p>						

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	就農・漁業	畜産担い手定着促進事業	<p>★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に、就農支援資金を助成します。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢18歳以上50歳未満で就農意欲が高いと市長が認める者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 <p>(1) 農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <p>○研修期間 原則2年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。</p> <p>○助成額 単身者：月額15万円以内、夫婦世帯：月額20万円以内</p> <p>(2) 就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修を終了後1年以内に就農するために必要な経費を助成します。</p> <p>○助成額 100万円以内</p>
鹿屋市	就業	地元就職支援事業	<p>★ 地元企業と地元就職希望者が直接接する機会や地元企業を知る機会を創出し、地元企業への雇用促進と市内定住人口の増加を図る企業説明会を開催します。</p> <p>○合同企業説明会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時 ①令和元年7月6日(土) ②令和2年2月8日(土) 13時から16時 2 開催会場 ①鹿屋商工会議所 ②鹿屋市体育館(予定) 3 対象者 市内就職を希望する方 ※UIターン希望者、一般求職者、大学生等、高校生 4 対象企業 現在求人中の市内企業及び令和2年度に採用予定の市内企業 5 開催内容 ・市内企業と市内就職希望者の雇用のマッチング ・市内企業の情報発信及び自社PR ・ハローワークの就職相談 ・模擬面接
鹿屋市	起業	インキュベータ室の提供・入居者支援	<p>★ 新たに起業を目指している方や、新事業への進出を目指す方等に対して、その立上げ拠点(オフィス)として鹿屋市産業支援センター内にあるインキュベータ室を提供します。</p> <p>インキュベータ室概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 室数・面積(2室・約33㎡) ※入居状況要確認 2 入居期間(原則2年以内) 3 使用料(約22,000円～23,000円/月) ※毎年度見直し有り 4 共益費(1,000円/月) 5 入居資格等 <ol style="list-style-type: none"> ①新たに起業を目指している方 ②新たな事業や分野への進出又は研究開発に取り組もうとする事業者等 <p>※入居申込者の現住所は市内外を問いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 入居申請(提出書類) <ol style="list-style-type: none"> ①インキュベータ室入居申込書 ②企業概要書(個人の場合は、履歴書及び業務履歴書)、事業計画書など 7 入居審査 <ol style="list-style-type: none"> ①一次審査(書類審査) ②二次審査(審査委員会での事業計画等のプレゼンテーション)
鹿屋市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	<p>★ 地域において育児又は家事の援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象児童 原則小学生以下(障がいのある子どもにあつては18歳まで) 2 利用料金 月～金曜日(午前7時～午後7時)1時間600円 ※祝日・年末年始を除く 上記以外 1時間700円 3 登録要件 利用会員：市内在住または勤務の方で、原則として小学生(障がいのある子どもにあつては18歳)までの子どもがいる方 サポート会員：市内在住の方で、心身ともに健康で子育て支援に意欲のある20歳以上の方、自宅で預かれる方 ※登録するにあつては、講習を受講する必要があります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和元年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	出産・育児	かごしま子育て支援 パスポート事業	<p>★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。</p> <p>1 交付対象者 鹿屋市内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子がいる世帯</p> <p>2 割引や助成内容 (例) 飲食店 ジュース1杯サービスなど ショッピング ポイントカード2倍など ※協賛店によって内容が異なります。 協賛店の一覧については、市ホームページに掲載しています。 http://www.e-kanoya.net/htmbox/kosodate/passport.html</p>
鹿屋市	出産・育児	つどいの広場事業	<p>★ 0歳児から3歳児未満の児童とその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てアドバイザーによる子育てに関する悩みについて相談を受けています。</p> <p>1 対象者 鹿屋市内に在住する0歳児から3歳児未満の児童とその保護者</p> <p>2 利用料金 無料</p> <p>3 開設日時 月～金曜日 午前10時～午後4時</p> <p>4 場所 東地区学習センター内 つどいの広場「ひよこ」 串良ふれあいセンター内 つどいの広場「ふれあい」 西原地区学習センター内 つどいの広場「ひまわり」 田崎地区学習センター内 つどいの広場「バンビ」 かのやりナシティー内 つどいの広場「りな」</p>
鹿屋市	出産・育児	放課後児童クラブ	<p>★ 放課後に、小学校6年生までの児童を保育所などの施設を利用して、仕事をしている保護者の帰宅まで保育を行います。希望のクラブに直接申し込んで利用します。</p>
鹿屋市	出産・育児	不妊治療費助成事業	<p>★ 少子化対策の一環として、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりと経済負担の軽減を図るため、不妊治療をしている夫婦に対し、その不妊治療の一部を助成します。</p> <p>【対象者】</p> <p>①～④の要件をすべて満たした方が対象となります。</p> <p>①特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること。</p> <p>②夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、鹿屋市に1年以上住所を有している夫婦であること。</p> <p>③夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。</p> <p>④市税等を滞納していない夫婦であること。</p> <p>【助成金の額】</p> <p>特定不妊治療に要した費用(食事代等の直接治療に関係のない費用は除く。)額から県の助成金額を控除した額とします。</p> <p>助成金は、1年度(申請のあった日の属する年度)当たり10万円を限度に通算5年間助成します。(ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合は、その助成年数を通算年数から控除)</p>
鹿屋市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒が、医療機関において保険証で診察した医療費(外来・入院)の自己負担分を全額助成します。</p> <p>1 対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒 (15歳に達した以後の最初の3月31日まで)</p> <p>2 助成額 自己負担分全額(保険診療分)</p> <p>3 申請方法</p> <p>①医療機関において「受給資格者証」の提示及び必要事項の記載</p> <p>②市窓口において「領収書及び受給資格者証」の提示及び必要事項の記載</p> <p>4 助成方法 償還払方式となりますので、一旦、医療機関で自己負担分を支払った後、上記手続きに基づき、指定口座に助成金を振り込みます。</p>